雄物川圏域総合流域防災協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、雄物川圏域総合流域防災協議会(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、雄物川圏域の流域全体における治水上の安全確保、向上を 図るため、東北地方整備局と秋田県が連携し、治水安全度の確保状況や土 砂災害危険箇所等の集中度等を調査、評価し、それに基づき治水対策のあ り方について、共通の認識を持ち、具体の整備を進めるための協議・調整の 場として設置するもので、これにより公共の治水上の安全に寄与することを 目的とする。

なお、本協議会の運営にあたっては、県施行事業の実施について双方の 意志疎通を綿密に図り、その自主性・裁量性を高め、効果的、効率的な治水 対策事業を展開できるように努める。

(組織)

第3条 本協議会は、別表一1に掲げる機関により構成する。

(会務)

- 第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、下記の事項について可能なものから順次実施していくものとする。
 - (1)水害・土砂災害対策についての当面の課題や整備内容の調整・整理に関する事項
 - (2) 当面実施予定の事業についての調整等に関する事項
 - (3)その他、協議会が必要と認めた事項

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名(以下「役員」という)を置く。

会長は、協議会を代表し、会務を総括するものとし、東北地方整備局河川部地域河川調整官をもってこれにあてる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時その職務を代行し、秋田県河川砂防課長をもってこれにあてる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

幹事会は、協議会の会務(調整事項)の内容に応じて、実質的な協議等を 効率的に実施するため、会長及び副会長の承諾を得て開催・運営し、その結果を報告することにより、協議会の開催に代えることができる。

(幹事会の役員等)

第7条 幹事会は、別表一2に掲げる幹事で構成し、幹事長1名、副幹事長1名を置 く。

幹事長は、幹事会を総括するものとし、東北地方整備局河川部地域河川 課長をもってこれにあてる。

副幹事長は、秋田県河川砂防課企画調査班長をもってこれにあてる。

(会議の招集)

第8条 協議会及び幹事会は、会長がこれを招集する。

(開催時期等)

第9条 協議会は、次のとおり年2回開催することを原則とし、必要に応じて適宜追加開催することができる。

協議会は、構成員がほぼ同じとなる他協議会と合同で開催することができる。

協議会は、調整事項の内容に応じて会長及び副会長の承諾を得て、幹事会を開催することにより、協議会の開催に代えることができる。

- ①年度当初・概算要求前(4~5月頃)
- ②予算編成前

(10~11月頃)

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、東北地方整備局河川部(地域河川課)及び秋田県河川砂防課とする。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会 で定める。
 - 2. 協議会は、構成員の他、実質的な連携・調整を行う場とするため、担当者 等が出席ができるものとする。
- 付 則 この要領は、平成17年6月15日から施行する。

機関	構 成 員	備考
東北地方整備局	河川部 地域河川調整官 河川計画課長 地域河川課長 河川管理課長 秋田河川国道事務所長 湯沢河川国道事務所長 玉川ダム管理所長	(会長)
秋 田 県	河川砂防課長 河川砂防課 流域防災監	(副会長)

別表-2 雄物川圏域総合流域防災協議会 幹事会 構成員

機	関	構 成 員	備考
東北地方	万整備局	河川部 地域河川課長 河川計画課長補佐(事業担当) 同 (調査担当) 地域河川課長補佐 地域河川課建設専門官 秋田河川国道事務所 副所長 湯沢河川国道事務所 副所長	(幹事長)
秋田	3 県	河川砂防課 企画調査班長 河川・海岸・防災班長 ダム班長 急傾斜地保全・砂防班長	(副幹事長)